車いす貸出し事業のご案内

【対象者】
◆伊勢崎市在住の方
◆病気やケガ等で一時的に車いすを必要とする方
◆障害者手帳の交付を受けている方
◆介護保険被保険者証の交付を受けている方、または申請中の方
※要介護２以上と判定された方を除く

【貸出期間】
◆8 時 30 分から 17 時まで

【利用日数】
◆連続して利用する場合は、最長３か月まで可能

【利用料金】
◆月額 300 円(1 週間以内無料)
※利用料金は返却時に納めてください

車いす利用が終了したとき、予定より早く不要となったときは速やかにご返却ください。利用中に破損が生じた際にかかる修理費用は、申請者（利用者）の負担となります。

利用日前日までに予約(電話予約可)のうえ
車いす借用申請書を記入提出してください

※詳しくは各所へお問い合わせください

【　お問い合わせ　】
伊勢崎市社会福祉協議会

ボランティアセンター ☎０２７０－２７－５９７４（上泉町 151）
赤　堀　支　所　☎０２７０－６２－００６６（西久保町二丁目 123-1）
あ ず ま 支 所　☎０２７０－２０－２６６６（東小保方町 3243-2）
境　　支　　所　☎０２７０－７４－５２９４（境上武士 972-1）